

設工認ヒアリング等コメント管理表

実施日	No.	分類 キーワード	資料名 申請書 ・ 補足説明資料 ・ コメント管理表	コメント内容	対応案	対応状況
ヒアリング (12/6) 時コメント						
12/6	1	技術基準適合	—	<p>技術基準の各条文毎に、以下を整理し説明すること。</p> <p>①施設特有の内容（例：津波による敷地の浸水を想定していること）</p> <p>②許可の基本設計方針について、ハード（設工認）で対応するものと、ソフト（保安規定）で対応するものの分類（線引き）</p> <p>③許可または既設工認からの変更点（材料、寸法、寸法公差、解析条件等の変更）</p> <p>④実用炉や核燃料施設で実績のない評価手法などを用いる場合は、その詳細な内容</p> <p>⑤対象設備の抽出プロセス、抽出した結果、漏れがないことの説明</p> <p>⑥日立GEの型式指定との比較による、申請書の不足分の抽出（臨界解析、設定根拠、強度計算の入力値等）</p>	<p>①～④12/14のヒアリングで記載様式案を提示する。1/初めを目途に提出する。</p> <p>⑤検討中。1月中の提出を目途とする。</p> <p>⑥日立GEの型式指定との比較により、申請書の不足がないこと及びRFS申請書特有の記載事項があることを、参考資料「先行事業者の型式指定申請書との比較」（設2-参-002）で説明する。12/13提出予定。</p>	<p>①～④記載方法を検討中。12/14ヒアリングにて様式案説明予定。</p> <p>⑤検討中。</p> <p>⑥左記参考資料にて12/14ヒアリングにて説明予定。</p>
12/6	2	改造工事	第2回設工認申請書 添付書類3 第3-1表	<p>・今回工事を要する改造が必要な設備がどれかを明確にし、どう改造するか、どう安全に実施するか、工事方法はどうかといった改造内容の具体を説明すること。</p> <p>・第3-1表の分類に、新規/既設に加えて、「改造」を加え、改造する設備については「改造」とした方が分かりやすい。</p>	<p>・改造を行う各設備の補足説明資料において説明する。</p> <p>・第3-1表に分類に「改造」を加え、改造する設備はそのように分類する（→補正）</p>	<p>・順次説明予定。</p> <p>・補正案検討中。</p>
12/6	3	廃棄施設	第2回設工認申請書 要目表、 添付書類3 第3-1表	<p>・第3-1表において、廃棄物貯蔵室に対して19条に○が付いていない。一方で、要目表には廃棄物貯蔵室が記載されている。どのような考え方に基づいてこのような記載としたのか、考え方を整理すること。</p>	<p>・廃棄物貯蔵室は、貯蔵規則上の廃棄施設として要目表に記載しているが、保管廃棄する施設であるため、技術基準第19条の適用を受けない。このことを整理して説明する（→別途コメント回答）</p>	<p>・回答案検討中。</p>
12/6	4	工事の方法	第2回設工認申請書 別添Ⅲ2工事の方法 (金属キャスク)	<p>・図1.1-1において、適切な時期に検査すると記載しているが、新規製作を前提とした検査時期を明示するべきではないか。製作済設備の扱いについては、注記等で説明を付ければよい。</p> <p>・金属キャスクの据え付け後の据付検査は不要か。</p>	<p>・コメント趣旨に沿って記載する（→補正）</p> <p>・据付検査を実施することを明確化する（→補正）</p>	<p>・補正案検討中。</p> <p>・補正案検討中。</p>

実施日	No.	分類 キーワード	資料名 申請書 ・ 補足説明資料 ・ コメント管理表	コメント内容	対応案	対応状況
12/6	5	工事の方法	第2回設工認申請書 別添Ⅲ 2 工事の方法 (金属キャスク)	・第1回設工認補足説明資料(設1-補-003改4 設工認申請書の記載方法について(2021.7.20)添付資料4)に記載の、工事の方法の金属キャスクの記載と、第2回設工認申請書の記載が異なっているように見える。記載を変えたのであれば、その理由を説明すること。	・分割第1回申請ヒアリング等で説明した通り、今回申請書作成に当たって、以下に示す規制庁コメントの反映等をはじめとする記載の追加や適正化を図った。 ・容器承認維持のため、基本設計方針検査の適正化と工事上の留意事項の追加 ・工事の方法の検討進捗による機能及び性能検査の追加及び記載の適正化 ・先行事業者の申請書を踏まえた記載の適正化。	・左記を12/20ヒアリングにて説明予定。
12/6	6	工事の方法	第2回設工認申請書 別添Ⅲ 2 工事の方法 (金属キャスク)	・搬入する金属キャスクが原子炉等規制法59条に基づく承認を受けたものであることを確認すると説明しているが、収納される燃料が今回申請の設工認の範囲であることを確認する具体的な方法を説明すること。	補足説明資料「金属キャスクへの使用済燃料の収納と搬出への備えについて」(設2-補-005)の通り、原子炉設置者が作成する収納記録を確認することにより対応する。なお、分割第1回申請ヒアリング等で説明した通り、具体的な確認方法については、原子炉設置者との協議による。	・12/6ヒアリングにて回答済。
12/6	7	遮蔽	第2回設工認申請書 添付書類1-1	・ロ-(2)-4 断面積ライブラリMATXSLIB-J33による評価について、添付書類3添付4に評価結果を示すこと。	・許可整合の観点から、申請書添付書類3(添付4)に記載する。	・記載案検討中。
12/6	8	閉じ込め	第2回設工認申請書 添付書類3 添付2-1-1	・P8 電中研密封性能試験結果の適用性についてであるが、第6図に示す計測データは今回申請のキャスクとは蓋の構造が異なる。また、二次蓋の計測データであり一次蓋の計測データではない。これらのデータの適用を妥当とする理由を、適用できる部分、適用できない部分を明確にして整理し、説明すること。	・整理して説明する(→別途コメント回答)	・回答案検討中。
12/6	9	閉じ込め	第2回設工認申請書 添付書類3 添付2-1-1	・P1 金属ガスケットの長期密封性能に関わるデータとして、東海第二発電所の乾式貯蔵容器の調査として7年間の実績が示されているが、平成21年資料からの引用であり、およそ20年経過していることから、最新の知見を確認し説明するとともに、それが引用可能なら引用すること。	・平成21年度資料が正式資料としての最新であることを確認したため、申請した添付書類の記載から変更はしない。	・左記を12/20ヒアリングにて説明予定。
12/6	10	閉じ込め	第2回設工認申請書 添付書類3 添付2-1-1	・補足説明資料(設2-補-002)P8 一次蓋の密封異常に対し、施設から搬出するまでの間は輸送物の状態で受入れ区域に仮置きする、また、同補足説明資料添付3-6では0リングの耐熱性から1年以上仮置き可能とあるが、最大どの程度の仮置期間を想定しているのか。長期の仮置は貯蔵としての密封監視が必要なのではないか。異常時の対処の方法と仮置期間を説明すること。	・資料を作成し、説明する(→別途コメント回答)	・回答案検討中。

実施日	No.	分類 キーワード	資料名 申請書 ・ 補足説明資料 ・ コメント管理表	コメント内容	対応案	対応状況
12/6	11	除熱	第2回設工認 申請書 添付書類3 添付3	・ P22及び補足説明資料(設2-補-003)P47 FLUENT検証として、建屋内温度分布の検証データが示されているが、FLUENTによる解析は空間温度ではなく壁面温度の評価を目的に用いているのではないか。壁面温度評価における検証データが適切に検証されたものか、解析の誤差範囲も併せて説明すること。	・ 資料を作成し、説明する (→別途コメント回答)	・ 回答案検討中。
12/6	12	除熱	第2回設工認 申請書 添付書類3 添付3	・ 補足説明資料(設2-補-003)P54 添付7-1-2図の考慮する圧力損失要素で、給気口下部には盤やトレイ等の構造物が設置される場合があるが、これらの影響はどのように考慮されているのか。	・ 添付7-1-2図は受入れ区域を説明したのものであり、給気口下部には盤やトレイ等の構造物は設置されない。一方、貯蔵区域では設置されることがあるため、申請書添付書類3添付3-2P10の第4図, 第5図に示す通り、考慮している。	・ 12/6ヒアリングにて回答済。
12/6	13	構造強度	第2回設工認 申請書 添付書類3 添付10-3-2	・ P2(PDFのP2457) 架台の強度計算において、代表の応力評価点を①②とした理由を説明すること。	・ 貯蔵架台の強度計算における応力評価点は、貯蔵状態において解析上最も厳しい貯蔵架台本体中央部と貯蔵架台脚部を代表として選定している。その他のトラニオン固定金具や各種ボルトについては、貯蔵時より荷重が大きくなる耐震計算書で評価を実施している。	・ 12/6ヒアリングにて回答済。